

# 令和2年度定例監査

意見・要望	意見・要望に対する対応
<p>1 内部統制機能の強化について</p> <p>今年度の指摘件数は、今回対象とした部局を監査した平成30年度と比較して格段に減少した。特に、今年度の重点項目として設定した調定事務、現金取扱事務、契約事務及び会計年度任用職員のサービスの4点のうち、現金取扱事務、契約事務及び会計年度任用職員のサービスの3点については、各部局においてチェック強化研修の実施など事務処理適正化に向け取り組まれた結果、おおむね適正に処理されていた。そのうち、会計年度任用職員のサービスについては、令和2年度から会計年度任用職員制度の導入に合わせ様々な勤務形態を反映できるようサービス関係書類の様式を見直し、勤務時間の把握がしやすくなったことで管理面の改善が図られたことによるものと考えられる。</p> <p>一方で、調定事務については債権管理の適正性が課題となっているところであるが、今回も国庫支出金等について交付決定通知を受けているにもかかわらず調定処理がされていないなどの事例が見られた。こうした事務処理の誤りは、関係法令等の理解不足や確認漏れ、業務執行状況の確認不足などによるものと思われる。</p> <p>各部局においては引き続き効果的・効率的に内部統制が機能するよう、様式の見直しやチェックリストの活用、合理的で組織的な事業の進捗管理に取り組んでいただきたい。また、日頃の事務処理に当たっては、法的根拠や手順を確認し、職員一人一人がそれぞれの事務処理の意義を考えながら効率的かつ適正に行うよう努められたい。</p> <p style="text-align: center;">経営管理課ほか</p>	<p>各部局での独自の取組やチェック強化研修の実施によって、適正な事務処理に向けて改善が図られていると考えられることから、引き続き、研修等の実施による職員一人一人の能力向上を図る取組を継続してまいります。</p> <p>また、監査で指摘があった事項については、昨年度と同様の指摘内容となっており、関係法令やマニュアルの理解・確認不足によるものと考えられることから、適正な事務執行に向け、マニュアル等の参照の徹底を図るほか、全庁で事務処理ミスの情報の共有化を図りながら、職員一人一人が事務処理の適正化に向けた能力を高められるよう努めてまいります。</p> <p>令和3年度においては、適正な事務の執行に向けた取組全体の仕組みについて、内部統制を見据えた整理・検討を行ってまいります。</p>
<p>2 コロナ禍における施策・事業の展開について</p> <p>今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が延期・中止を余儀なくされたが、このような状況下にあっても動画配信を活用したオンライン講座の開催など新たな取組も認められた。</p> <p>未だ感染症の収束時期が見通せず、市税収入をはじめとする自主財源の大幅な減少が見込まれる中、これまで当たり前のように継続してきた既存の施策・事業については、実施を継続する意義や実施手法などを再考する機会と捉え、思い切った見直しや実施手法を検討する必要があると考える。</p> <p>今後の施策・事業の実施に当たっては、従来の手法にとらわれず、限られた資源の中で最大の効果が挙げられるよう、知恵を絞り、新たな発想・創意工夫をもって先進的な施策・事業に取り組まれたい。</p> <p style="text-align: center;">政策審議室ほか</p>	<p>コロナ禍における施策・事業の展開につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、これまで以上に効果的・効率的な行政サービスを提供していくことが重要であると考えていることから、引き続き、個別に市単独事業や補助金の見直しを行うとともに、予算編成などのさまざまな機会を通じて既存事業の見直しに取り組んでまいります。</p> <p>また、新たな施策・事業の立案に当たっては、今後とも、社会潮流の変化を的確に捉えながら、合理的な根拠に基づき施策立案を行う「EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）」を基本に、投資効果の高い施策・事業に優先化・重点化を図るとともに、ICTのより一層の活用や公民連携の更なる推進など、引き続き、前例に捉われることなく、創意工夫の発揮に努めてまいります。</p>